

体育館の登録・使用手続き及び注意事項

宇都宮市立ゆいの杜小学校

令和3年度にゆいの杜学校が開校いたしましたので、令和4年5月9(月)から、外部団体への貸し出しを行うことといたします。使用を希望する団体の方は、1の基本方針を熟読・了解の上、2以下の手続きに従って申請して下さい。

1 体育館貸与の基本方針

- (1) 体育館の使用方法は、定期的使用及び臨時的使用とします。
- (2) 体育館の使用割振りは、月～金は①16:00～19:00・②19:00～21:30の2コマとし、土・日は①9:00～12:00・②12:00～16:00・③16:00～19:00・④19:00～21:30の4コマといたします。
- (3) 月～金の②、土・日の④は、原則、成人団体の使用といたします。
- (4) 1団体につき週1コマの使用を原則とします。ただし、すべての使用希望団体の割り当てが済んだのちに、コマに空きがあれば2コマ目を希望することを可能とします。
- (5) 放課後子ども教室・子どもの家は、優先使用となりますので、他の団体の皆様は、使用開始時刻が遅れる場合もありますので、ご協力ください。
- (6) 使用希望団体数が週当たりのコマ数を超えた場合は、優先順位に従い決定します。優先順位が低い団体はコマの割り当てができない場合がありますので、ご了承ください。
 - ① ゆいの杜小学校宮っ子ステーション（放課後子ども教室・子どもの家）
 - ② ゆいの杜小学校 PTA 活動・地域協議会
 - ③ ゆいの杜小学校児童を主体とする文化・スポーツ活動
 - ④ 清原地域活動団体（自治会、地域団体など）
 - ⑤ その他の登録団体
- (7) 月～金が祝祭日や学校休業日にあたる場合の使用は、当該曜日に割り当てられた団体が、割り当てられた時間帯に使用することとします。祝祭日や学校休業日について、土日の①②に該当する時間帯の使用を希望する団体は、前月までに臨時使用の申請をしてください。
- (8) 体育館内には、地域器具庫はありますが、使用団体専用の倉庫ではありませんので、原則として団体の所有する物品の保管はできません。活動時に持参し、活動終了時には持ち帰ってください。持ち運びが困難な物等で、必要かつやむを得ないと考えられるものは、許可する場合がありますが、必ず事前に協議してください。その場合でも、大きさや重さ・形状が、学校教育活動や他の団体の活動に支障をおよぼすおそれがあったり、施設をいためたりするおそれがあるものは認められません。また、体育館で保管した場合物品の損傷や盗難があっても学校は一切責任を持ってません。
- (9) 時間の割り当ては、その曜日その時間帯に必ず使用できることを保証するものではありません。学校の教育活動（学校行事とその準備を含む）・PTAや地域公的団体（自治会等）の行事・選挙会場や避難所としての使用・保守点検や工事等で使用できないことがあります。

2 体育館の内覧日について（任意参加）

使用希望団体の皆様を対象に、下記の通り内覧日を設けます。（内覧は申請の必須条件ではありません。参加しなくても申請は可能です。）

- (1) 日 時 令和4年2月3日（木） 午後4時～午後4時半
- (2) 申し込み 申し込みは不要です。当日午後4時にゆいの杜小学校体育館正面玄関にお越しください。コロナ禍ですので1団体2名までといたします。発熱等体調が悪い方はご遠慮ください。マスク着用にご協力ください。
- (3) その他 駐車場は限られていますので、自家用車での来校はご遠慮ください。

3 令和4年度の定期的使用の申請について（必ず提出）

体育館の定期的使用を希望する団体は、「利用団体登録申請書」を提出して下さい。

- (1) 提出期限 令和4年2月3日（木）より2月14日（月）必着
（先着順ではありません）
- (2) 用 紙 登録申請書用紙を学校まで取りに来て下さい。（内覧会でもお渡しできます。）
- (3) 提出方法 記入した申請書を、学校へご持参いただくか、郵送にてご提出下さい。
（ファックス・電子メール・電話での受付はいたしませんのでご了解下さい。）
- (4) 提出先 ゆいの杜小学校 副校長北林宛
- (5) その他 ・事前に申請書を提出していただき、学校にて使用希望一覧表を作成し、会議で提示いたします。
・申請書を期限までに提出いただけない場合、令和4年度の定期的使用はできません。
・希望団体が多数で体育館利用コマ数を上回った場合、選考によりお断りする場合があります。

4 定期的使用希望団体の学校施設使用団体調整会議の開催について（必ず出席）

定期的使用を希望し、利用団体登録申請書を2月14日までに提出していただいた団体を対象に、令和4年度学校施設使用団体調整会議（5月9日～7月31日 試行期間）を開催いたします。

- (1) 日 時 令和4年3月4日（金） 午後5時半から
- (2) 場 所 ゆいの杜小学校体育館棟1階 ミーティングルーム
- (3) その他 ・「利用団体登録申請書」を提出した団体は、必ず出席して下さい。（代表者が出席できないときは、代理者が出席して下さい。無断欠席の場合は、登録、使用を辞退したものとさせていただきます。やむを得ない事情でどなたも出席できない場合は必ず事前にご連絡ください。ただし、その場合は、他の団体が使用しないコマに割り当てることになるため、ご希望の時間帯に使用できないことや、使用そのものがないこともありますのでご承知おきください。）
・会議の開催通知はあらためて差し上げませんのでご注意ください。
・コロナ禍での会議関係上、会議出席人数は1団体あたり1名といたします。
・会議で使用曜日と時間帯の割り当てを決定します。使用希望の曜日

時間が重複している場合は、会議のときに団体同士お互いに話し合い等で調整していただきます。

- ・事前に申請書を提出せずに会議に出席しても、定期的使用の割り当てはできません。

5 登録後の使用申請について

登録終了後の使用に関しては、3月11日必着で「使用申請書」を学校（副校長）あて、持参または郵送で提出して下さい。

許可書を発行します。学校まで取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

なお、本校児童やその家族等が所属する団体については、本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて使用申請書を提出された場合は、許可書は当該連絡児童を通じて送付します。臨時に変更されたい場合は団体同士連絡を取り合ってください、臨時使用申請を提出してください。

6 臨時的使用について

臨時的使用を希望する団体は、前月の15日必着で「使用申請書（臨時）」を学校（副校長）あてに提出して下さい。持参または郵送でお願いします。

空きがあり許可できる場合、許可書は使用希望日のある月の前月の22日に発行します。学校まで取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

なお、本校児童が主で所属する団体については、所属する本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて使用申請書を提出された場合は、許可書は当該連絡児童を通じて送付します。

7 鍵の貸与及び返却について

定期的使用・臨時的使用ともに、使用が許可された場合、使用日の前日（前日が学校休業日にあたる場合には、直前の学校営業日）に、許可書持参のうえ、2階職員室までに鍵を受け取りに来てください。使用日が学校営業日であって、16時30分ごろまでに受け取りに来られる場合は、当日でも可とします。

鍵は、使用者が厳重に保管し、紛失・盗難や、他者による無断使用がないように十分注意してください。

使用日の翌日（翌日が学校休業日にあたる場合には、直後の学校営業日）すみやかに鍵を職員室に返却してください。

8 参加者名簿の提出について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所の要請で参加者名簿を提出することもございます。毎回利用者の参加者名簿を作成してください。月末に学校に提出していただく予定です。

9 その他

地域住民等から苦情があり、改善がみられない場合は、使用を取り消す場合があります。